

社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省

社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保

公共事業関係費は、平成 25 年度予算以降それまでの右肩下がりの削減に歯止めがかかったところであるが、平成 25 年の台風 18 号に伴う豪雨をはじめ自然災害が頻発する中、強くしなやかな国土を形成するための防災事業の実施や安心・安全のための道路等基幹施設の整備は緊急の課題である。また、社会資本の老朽化に対応するため、計画的に維持修繕や更新を進めていく必要がある。さらに、事業の実施のための現場人材の育成・確保には、継続的な事業の確保が重要である。

特に、国土強靱化基本法により地方公共団体も国土強靱化を総合的かつ計画的に実施する責務を負うこととなったこと、河川法・道路法の改正等により地方公共団体に社会インフラの点検が義務付けられたことなど、地方公共団体はこれまで以上に防災・減災のための取組を行う責務を負っている。

このため、地方公共団体の円滑な事業実施が可能となるよう、新たな交付金制度の創設も含め社会資本整備財源の十分かつ安定的な財源を確保していただくとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう緊急防災・減災事業債を時限的措置ではなく恒久的な制度とした上で、災害の発生状況等を踏まえた拡充を図るなど、国土強靱化の取組を強力に促進していただきたい。

< 現状・課題等 >

防災・安全交付金及び緊急防災・減災事業債について

- ・ 公共事業関係費 53,518 億円（平成 26 年度当初予算）
（特別会計の一般会計への統合分 6,167 億円を除く）
- ・ 防災・安全交付金 10,841 億円（平成 26 年度当初予算）
- ・ 緊急防災・減災事業債 5,000 億円（平成 26 年度地方債計画）
充当率 100 % 交付税措置率：元利償還金の 70 %
平成 23 年度に創設され、平成 28 年度まで延長

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の概要

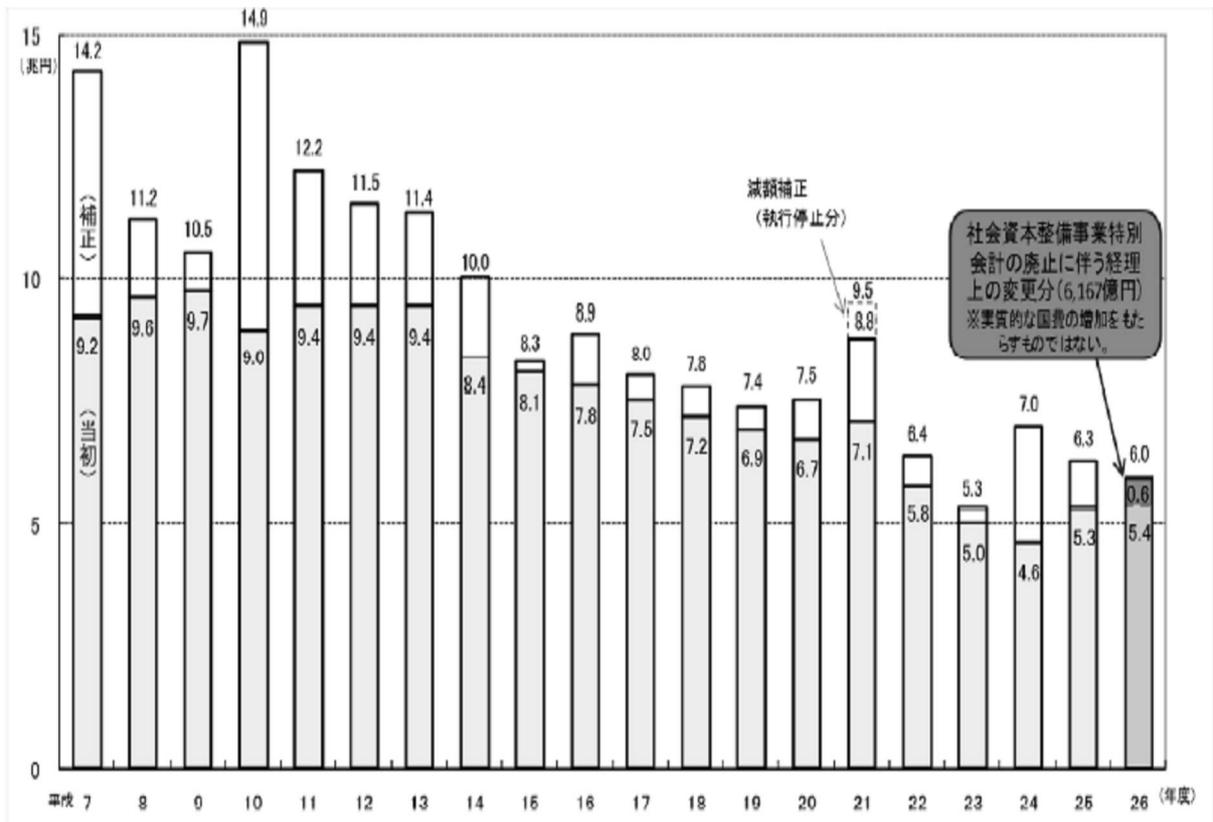
人命の保護が最大限に図られること

国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧復興を基本目標として、国・地方公共団体・民間による取組を精力的に進めること

公共事業関係費（政府全体）の推移（国土交通省資料）



【京都府の担当部局】

政策企画部	戦略企画課	075-414-4334
府民生活部	防災・原子力安全課	075-414-5610
文化環境部	水環境対策課	075-414-5206
農林水産部	農村振興課	075-414-5053
	水産課	075-414-4994
	森林保全課	075-414-5028
建設交通部	道路計画課	075-414-5246
	河川課	075-414-5282
	砂防課	075-414-5311
	港湾課	075-414-5302
	都市計画課	075-414-5334